

新宿区教育委員会会議録

平成19年第6回定例会

平成19年6月1日

新宿区教育委員会

平成19年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年6月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時34分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富士雄
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	金 子 良 江

欠席者

委 員 内 藤 頼 誼

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	菅 波 健
副 参 事	山 田 秀 之	副 参 事	遠 藤 剛
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 5 7 号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 5 8 号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 平成 1 8 年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について（教育政策課長）
- 2 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について（教育指導課長）
- 3 教え上手な先生あり方検討会最終報告書について（教育指導課長）
- 4 新宿区立小・中学校等の麻疹（はしか）の発生状況について【口頭】（学校運営課長）
- 5 第 1 3 回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 6 新宿区立図書館基本方針中間のまとめ（案）について（中央図書館長）
- 7 その他

開 会

熊谷委員長 ただいまから平成19年新宿区教育委員会第6回定例会を開催いたします。

本日の会議には内藤委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第2 議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は、関連する議案ですので一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、「日程第1 議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第2 議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

議案第57号及び議案第58号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

教育政策課長 それでは、お手元の議案概要をごらんください。

まず第57号議案でございます。これの規則の改正のもとになるもの、前提をお話ししますと、勤務時間内に行うことができる組合活動の中には有給と無給がございます。有給として認められているものを「適法な交渉」と言いまして、それ以外は「無給の職免」という言い方をします。この無給の職免を、この概要の上の方の1、2の2番でございます。無給の職免を2つ分けてございます。1つが登録職員団体または労働組合、これらが加入する上部団体での議決機関等の業務、2つ目が地方公務員法に規定する連合体の議決機関等の業務のう

ち、登録職員団体から委任を受けた業務と、この2つを無給の職免として認めますということでございます。

次に、3番でございますけれども、この無給職免の上限については年間30日以内とするということが決まっております。

これを前提にしまして、以下の規則改正がございます。

次は、4番のところでございますけれども、2、3につきまして職員の職務に専念する義務の免除に関する規則が改正されたわけでございます。

今回の規則改正については、この考え方、今お話しした考え方で、特別区人事委員会規則が改正されましたので、それに伴う区の規則改正でございます。

次は、主な規則改正内容の1番でございます。

概要でございますけれども、真ん中よりちょっと下でございます。上記4の職員の職務に専念する義務の免除に関する規則において、特別区の人事委員会規則が第2条に第2項と第3項を加えました。このことによって、区の規則の中では引用している部分が、それに伴ってこういう言い方になるとというのが1番でございます。

次に、2番でございますけれども、期末手当につきましては勤務実績がなければ支給されないという前提がございます。原則として、無給職免については勤務した日とみなされないということでございますけれども、今回の規則改正については、例外として時間内の組合活動に関しては、無給職免については勤務した日と認めますよと、そういうことがその規則の改正の1番目でございます。

次に、3番でございます。期末手当の考え方と同様に、在職期間の中に組合活動による無給職免を認めましょうというのが3番目でございます。

以上が第57号議案の説明でございます。

施行日は公布の日からでございます。

次に、第58号議案でございますけれども、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

これも第57号議案の主な規則改正と同様のものがございます。

これは概要で説明いたしますと、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則において、第2条に第2項、第3項を加えた改正が行われることに伴いまして、これを引用した部分もそれに改めるというものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

以上、第57号議案、第58号議案の説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

1件ずつ質疑及び採決を行います。

初めに、「議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

私からちょっと、よく理解していませんので、申しわけないんですが教えていただきたいんですけども、概要の2のところ「一定の機関運営については、無給職免として認める」という、その一定機関運営というところなんですが、「登録職員団体又は労働組合、これらが加入する上部団体での議決機関等の業務」というふうになっておりますけれども、ちょっとこれだけでは具体的なことがもう一つわかりにくいものですから、加入する上部団体というのは例えばどのような団体があって、それがどのような議決をしているのか、その内容についてちょっとお聞きしたいんですが、よろしくをお願いいたします。

教育政策課長 上部団体につきましては、自治労、自治労東京本部、それから自治労福祉本部会と、この3つがございます。

熊谷委員長 3団体。

教育政策課長 その中身でございますけれども、今まで有給職免だったものに含まれていたのが、本部の大会、これ年1回ございます。委員会、これが大体月1回ございますので年12回。それから、執行委員会、婦人部大会、いわゆる大会、あるいは委員会というものについてのものがございます。これが今回、無給職免になったものがございます。引き続き今までと同じように有給職免になるものは、団体交渉、具体的な団体交渉ですね、そういう場合については引き続き有給職免になってございます。

そんなことです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第57号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第58号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 平成18年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

報告 2 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について

報告 3 教え上手な先生あり方検討会最終報告書について

報告 4 新宿区立小・中学校等の麻疹（はしか）の発生状況について【口頭】

報告 5 第13回西戸山地区中学校統合協議会について

報告 6 新宿区立図書館基本方針中間のまとめ（案）について

報告 7 その他

熊谷委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告6までについて一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 まず1番目に、平成18年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について御報告申し上げます。

お手元のちょっと厚いのをごらんください。この一番上が全体の表紙でございます。

情報公開条例及び個人情報保護条例において、区長は実施機関、これは教育委員会も実施機関になっているわけでございますけれども、に実施状況の報告を求めまして、まとめて6月末までに公表することになってございます。平成18年度の実施状況がまとまりましたので、本日、教育委員会の分を報告するというところでございます。

次のページから説明させていただきます。1ページおめくりください。

この表のつくりでございますけれども、総括表と内訳になってございますので、最初に総括表、次に内訳を説明したいと思っています。

まず、1ページ目でございます。

情報公開制度でございますけれども、この公文書公開請求等及び異議申し立ての状況の総括表でございます。公開請求等の件数でございますけれども、在住者が2件、在学者が1件、利害関係人が3件でございます。小計6件、これが請求権者です。もう一つ、任意公開申出者というのがございます。これはさきの請求権者以外の申出者でございます。今回の事例につきましては、マスコミ関係者の1件でございます。請求権者との違いにつきましては、部分公開、非公開の場合にも、この任意公開申出者については不服申し立てができないという違いがございます。それで、公開請求等の件数については合計7件でございます。

次に、公開可否等決定件数でございますが、全部公開が4件、部分公開が2件、非公開、不存在、存否応答拒否、却下、制度対象外はゼロ件、合計件数6件でございます。

公開請求件数と可否決定件数の不一致につきましては、1件、未決定のために1件の違いが出ているということでございます。

すぐその下にいきますけれども、不服申し立てにつきましては、不服申し立て件数がゼロ件、審査会への諮問がゼロ件、審査会答申が1件。これにつきましては、審査会答申、この下のアステリスクの部分でございますけれども、審査会答申1件については、平成17年度に不服申し立て、審査会に諮問されたものでございますので、18年度の不服申し立てとしてはゼロ件ということでございます。

次のページをお開きください。2ページでございます。

それでは、公文書請求等の状況の内訳でございます。

1件は、先ほど申しました教育長交際費内訳の支払い確認書、マスコミ関係1件でございます。これは全部公開してございます。

2件目がスポーツセンタープールで音楽を流すことに関連して新宿区教育委員会で作成または取得したすべての文書。それから、 がございます。これは部分公開でございます。

それから、3と5までにつきましては、遺跡関係のものでございます。これは全部公開になってございます。

それから、6番につきましては、新宿スポーツセンターの現在の指定管理者の公募時の事業計画書、これは部分公開でございます。ちなみに、これは備考欄にございますけれども、

請求者が請求だけしてあられもないために公開していないものでございます。

7つ目でございますけれども、新宿シティハーフマラソンの第1回から第5回の収支報告書でございます。これは3月31日現在、まだ未決定でございますので、決定区分については空白でございます。

次に、その下の表3でございます。公文書公開請求の異議申し立ての状況の内訳でございます。これは中央図書館でありましたけれども、平成8年から平成16年までの中央図書館職員の配置表についての異議申し立てがございました。これは決定内容について部分公開でやりましたけれども、それについて異議申し立てでございます。答申結果、処分妥当ということで出てございます。この中身でございますけれども、平成8年から14年については保存年限の経過で不存在でございます。平成15年は全部公開、平成16年につきましては、配置表の中に職員個人の情報が入ってございましたので、それを除いて公開したということで、全体の決定内容は部分公開ということになってございます。

次は、3ページでございます。

個人情報保護制度でございますけれども、表4では自己情報開示請求の状況の総括表でございます。開示可否等決定件数はゼロ件でございます。不服申し立てについては、審査会答申が8件ございます。その下のアスタリスクでございますけれども、審査会答申の8件については、平成17年度に不服申し立てがあり、審査会へ諮問されたものでございます。

次に、平成18年度の自己情報訂正請求の状況でございます。総括表でございます。これは訂正可否等決定件数が不存在1件、計1件、不服申し立てが1件でございます。審査会へ諮問しまして、審査会答申が1件出てございます。

次が表6でございますけれども、自己情報利用停止請求の状況の総括表でございます。停止可否等決定件数については、不存在が3件、計3件でございます。それに対する不服申し立てが3件出てございます。

なお、その下のアスタリスクでございますけれども、決定件数3件については、平成17年度に請求されたものでございます。

次に、4ページでございます。

今の総括表の内訳でございます。

18年度の自己情報開示請求の状況については、18年度はないということでございます。

次に、表8でございますけれども、自己情報訂正請求の状況の内訳でございますけれども、成績一覧表中の請求者の評価に関する部分についての内容でございます。これにつきまして

は、成績一覧表の中で氏名の記載のあるものについては当学校に送付済みでございます。氏名の記載のないものについては、学校に送付したものと区の教育委員会が保存していますけれども、これは期間が過ぎているために廃棄ということになってございまして、理由・根拠の中に廃棄され存在しないためというものでございます。

次に、表9でございますけれども、平成18年度の自己情報利用停止請求の状況の内訳でございます。これにつきましては、3件とも上記と同様の理由で廃棄ということになってございますので、決定区分については非利用停止、3件とも同じでございます。

次の5ページをごらんください。

表10でございますけれども、自己情報開示請求等の異議申し立て状況の内訳でございます。これは12件、すべて処分妥当の答申結果が出てございます。中身については一つ一つ申し上げませんが、12件全部が処分が妥当であるという答申結果が出ているわけでございます。

次に、6ページをごらんください。

6ページでございますけれども、表11でございます。個人情報業務登録、個人情報ファイル登録の総括表でございます。

個人情報の業務登録と申しますのは、個人情報に関する業務を開始したときには、個人情報業務登録等に登録することになってございますので、それを登録したものでございます。次に、個人情報ファイル登録と申しますのは、個人情報ファイルは、その個人情報をデータベース化したもの、ですからある程度固まりになっているものというふうに考えてございます。これが業務登録が687件、情報ファイル登録が37件でございます。

表12でございますけれども、目的外利用、外部提供、業務委託、指定管理者による管理、実習生受け入れ及び電子計算機結合の状況の総括表でございます。

目的外利用、外部提供は、目的外利用はゼロ件、外部提供が5件、業務委託が17件、指定管理者による管理が9件、実習生受け入れが6件、電子計算機の結合が2件でございます。この電子計算機の結合でございますけれども、区以外の外部とのオンライン結合を原則として通常は禁止しています。ただし、本人同意とか審議会の諮問等を受ければ、これが許されているわけでございますので、それが2件あるということになってございます。

次が7ページでございます。

7ページにつきましては、先ほどの総括表の中の状況一覧でございます。このうちの新しいものについてだけ御説明します。

8ページをごらんください。

8ページにつきましては、教育指導課で子どもほっとラインを昨年の12月にやりましたけれども、これが個人情報業務登録状況の一覧表に載っかってございます。その下の確かな学力育成に向けた取り組みに関する意識調査も同じでございます。

次に、43番、子ども園の管理運営、これも18年11月7日から登録状況の中に入っております。

次に、ずっと飛びまして、30ページをごらんください。

30ページは、個人情報ファイル一覧の一覧表でございます。特に一番最後の37番につきましては、中央図書館で、図書館でのビジネス情報支援相談業務の申請書が情報ファイルとして、一覧として載っかってございます。これは作成が18年10月21日になってございます。

次は、31ページでございます。

表15、目的外利用の状況の内訳については、18年度は目的外利用の実績はございません。

次に、表16の外部提供の状況でございますが、この内訳でございます。

これは1番目が生涯学習振興課でございますけれども、業務名がスポーツセンター、コスミックセンター、公園内体育施設、スポーツプラザ、社会教育会館でございます。これにつきましては、18年の4月から今言った施設の指定管理者制度を導入いたしました。施設の申し込みについては3カ月前になってございますので、そのために4月から6月分につきましては、教育委員会が利用を承認いたしました。これを指定管理者に外部提供したものでございますので、この時点までの外部提供として載せているものでございます。

次に、2、3、4、5でございますけれども、これは教育指導課でやったものでございますけれども、警察と学校との相互連絡制度の協定書に基づきまして外部提供したものでございます。

次は、32ページでございます。

表17、個人情報業務委託記録一覧でございます。これは一覧表で、特に中身については説明いたしませんので、よろしく申し上げます。

次に、33ページでございます。

これは指定管理者による管理の状況の内訳でございます。これも見ていただくことで、かえらせていただきたいと思います。

次は、34ページでございます。

個人情報を取り扱う事務への実習生受け入れ状況の内訳でございます。これにつきまして

は、教育指導課の方で、例えば教育実習生を受け入れてございます。これはどういう情報かといえますと、一番右端の児童・生徒の情報ということでございます。次に、2番目でございますけれども、生涯学習振興課の方で社会教育実習を受け入れてございますので、これは社会教育登録団体名簿の情報の範囲内ということでございます。次に、4番目でございますけれども、中央図書館の方では、名称等でございますけれども、司書資格課程を履修する学生を対象として実施する教育実習でございます。これは一番右端でございますけれども、図書館利用者の個人情報を取り扱う範囲とするものでございます。以上、1から6までございます。

次は、35ページでございます。

外部電子計算機との結合の状況の内訳でございますけれども、これはインターネットで都の教育委員会のサーバーに入りましてデータを見るという作業でございます。都のデータをもとに、その業務名を見ていただきますと、東京都の非常勤講師、嘱託員、非常勤職員の雇用、これは主に病欠とか介護休暇等の方のかわりの雇用でございます。年間100名程度います。そのデータをもとに雇用すると。その2番目につきましては、臨時的任用教職員でございますけれども、これは主に産休、育休の代替の職員でございますが、年間35名程度いるということで、都の教育委員会のデータをもとに両方とも雇用をするということでございます。

大変雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告2と報告3について教育指導課長からお願いします。

教育指導課長 それでは、報告2について御報告いたします。

児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連携制度の運用状況についてでございます。

これは事案が発生した場合に、随時、教育委員会に報告することになっているというものでございます。

報告2のプリントをごらんいただきますと、真ん中より下のところに期間というものがございまして、事案の発生したのは平成19年3月27日、3月に1件、そして5月に2件、10日と17日の合計3件でございます。いずれも区立中学校生徒が所轄の警察署あるいは区外の、都内にあります警察署に補導されまして、警察署から在籍中学校あてに対象事案に係る生徒氏名、性別、学年、事案の概要等の連絡があったというものでございます。

連絡の理由につきましては、所轄警察署が学校における継続的な指導の必要性を認める事

案であるということでございます。具体的には、3件とも万引きというものでございました。

今後の予定でございますけれども、庁内で開かれまず情報公開・個人情報保護審議会に、新宿区個人情報保護条例及び児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度、ガイドラインに基づきまして個人情報の本人外収集について報告をする予定でございます。

なお、昨年度でございますけれども、警察から学校への連絡が、今、3月に1件と申し上げますけれども、この1件を加えまして、昨年度は合計20件ございました。逆に学校から警察への連絡という点につきましては、今、渡部課長の方から御説明申し上げた中のちょうど31ページでございますけれども、教育指導課のところで4件ございましたが、学校の方から警察へというのが4件あったということで、この警察との連携制度では、昨年度は合計24件ございました。

以上でございます。

続きまして、3に移らせていただきます。

お手元に厚い報告書がございます。新宿の子どもたちに確かな学力を、最終報告というものでございます。

事前に、数日前でございましたけれども、送らせていただきました。これは本区の子どもたちに確かな学力をはぐくむために、教え上手な先生とはどのような先生か、指導のあり方はどうあるべきかなどの検討を初め、教え上手な先生の育成のあり方をさまざまな角度から検討し、助言をしていただくために、平成17年7月に委員の委嘱を行いまして、17年度中に9回、御検討を行っていただきました。その間、教育課程の改善策といたしまして、年間授業日数の拡充についての御提言をいただきました。そして、18年度は平成19年3月27日の最終回までに9回の御検討を行っていただきまして、このほど、この間の御検討いただいた内容の最終報告がまとめられたというものでございます。

報告の内容でございますけれども、第1章では教え上手な先生の指導のあり方について、指導に関する技術的な力である「授業力」と教員自身の人間的な面に关します「教師力」の2つの柱につきまして、授業改善力や使命感、熱意、感性など6つの構成要素にまとめてございます。

大変恐縮でございますが、お手元の冊子の2ページ目をちょっとおあげいただきたいと思っております。

この2ページ目のところに、今申し上げました授業力と教師力につきまして、合計6要素についてまとめられているものでございます。

また、その後、5ページ目からでございますけれども、幼稚園、小学校、中学校で具体的にどうとらえていくか、今のこの6要素につきましてどうとらえていくか、構成要素ごとの内容、そして具体例を表形式でまとめてございます。

続きまして、11ページ以降でございますが、第2章のところで教え上手な先生の育成のあり方として、組織論と内容論から検討をされております。

11ページから14ページにかけては組織論が述べられておりますけれども、まさに教え上手な先生を育成するための学校のあるべき姿が述べられ、また日常的に校内研修や研究が行われる組織や研究体制、雰囲気づくりの大切さ等々が述べられております。

また、15ページ以降は、人材育成の観点から管理職が果たすべき役割というものにつきましても論じられているところでございます。

また、恐縮でございますが、20ページをちょっとおあげいただきますと、20ページから22ページにかけては、幼稚園、小学校、中学校ごとに、先生方、お一方お一方に自己診断をしていただく自己診断カードというものも御提示いただきました。実際にこれは本当にすぐに先生方に使っていただき、そしてどういう観点が自分としてすぐれて、そしてまだまだ伸ばす余地があるということを御自身で御理解いただけるということになってございます。

飛びまして、今度は内容論でございますけれども、37ページから内容論が述べられております。教え上手な教員を育成するために、失敗が許され試行錯誤ができる環境づくりや、新しいことに挑戦する教員の意欲を支援する環境づくりの大切さの提言をいただいたり、あるいは特別な分野、内容について、すぐれた実践を持っている教員の授業から学べるよう、必要に応じて活用できる人材リストの整備などの必要性が論じられてございます。

本報告書の活用についてでございますけれども、校園長会や副校長、教頭会、また各種研修会等を通して、学校経営や学校運営に生かしていただくよう指導、助言してまいりたいと考えております。

あわせて、教育委員会事務局といたしましても、御提言いただいた中で、実は既に授業改善推進員の巡回指導、あるいは児童・生徒、保護者、学校評議員を対象といたしました意識調査の実施など、もう既に実現させているものもございますけれども、今後もより喫緊の課題であり、実現可能なところから施策に反映してまいりたいと考えているところでございます。

以上、雑駁でございますけれども、あり方検討会の最終報告の説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告4について学校運営課長、お願いいたします。

学校運営課長 区立小・中学校等の麻疹（はしか）の発生状況について御報告をさせていただきます。

昨日現在でございますけれども、患者数ですけれども、小学校において9人、中学校において4人、幼稚園においてお一人、合計14名でございます。ただ、すべて違う学校ということで、14校14名ということで、現時点で集団感染ということは起きてございません。

それから、区におきましては18歳、また平成元年4月2日生まれまでの方につきましては、健康部の方で無料で予防接種を行うという事業を行っているところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告5について教育環境整備課長、お願いいたします。

教育環境整備課長 それでは、第13回の西戸山地区の中学校統合協議会につきまして御報告申し上げます。

ペーパーの4、開催内容の(2)をごらんいただきたいと思います。新校建設スケジュールということで載っております。

まず、経緯と課題でございますが、黒ポチが3つございます。一番上でございます。平成18年1月の計画案説明の場ということで、西戸山中が仮校舎から新校舎に入る時期、これにつきましては再度協議するという事になってございました。そして、2番目の黒ポチでございます。校名選定の過程、あるいは統合説明会、こういったところで、西戸山中だけ先行して新校舎に入るということで、22年の2学期から西戸山中だけ先行して新校舎に入るという予定になってございましたが、こういったことに対する疑問の声が上がっていたということがございます。3点目といたしまして、工程表による工事期間、これが20年度から22年度、足かけ3年にわたっているということで、仮に両校統合後、新校舎に入る時期、これが23年4月入校という選択肢がないということから、早期入校するとなりますと、22年、出張りました3カ月、4月から6月になりますが、これが何とか解消できないかという懸案があったわけでございます。

こういった状況を踏まえまして、2番目の区の再検討ということで、平成20年の2月から西戸山中学校のプール部分だけを先行して解体するという条件つきであれば、22年3月竣工可能という案が以前から提示されたということで、3番目のスケジュール案の提示でござい

ます。 つきましては23年4月統合で、先ほど申し上げました2学期、西戸山中だけが入校するケース。 が23年4月統合で、23年4月に同時入校する。これは既にペンディングということで協議の対象になっておりましたが、それに加えて先ほどの区の再検討案を踏まえた上で、22年の4月統合・同時入校案、これをぜひ選択肢の1つとして統合協議会に提示したいということでお諮りした次第でございます。

5月17日の協議結果ということで、次に出てございます。結論から申し上げますと、在校生が生活している20年の2月からプール解体、これを先行することについて、PTAの側を中心に反対の声が強いということでございます。ただ、その議論の過程で、2学期に片一方だけ単独で入校するということは、確かに好ましくないという共通認識を得ましたので、今後の進め方のところがございますとおり、以上のことから23年4月統合・同時入校というような形で了承されることとなりました。

今後につきましては、建設スケジュール、再度協議ということになりますが、基本的には極力経費のむだが生じないように、再度検討していくということになるかと思えます。

あわせて、(3)の報告事項のところでございますが、いよいよ設計に入りますが、校庭活用検討部会、これの設置についての了承と。あと設計委託業者が決定いたしました。こちらでございますとおり株式会社早川設計事務所、ここが5月15日、契約日ということで決定したということをお報告申し上げた次第でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、最後の報告6について、中央図書館長、お願いいたします。

中央図書館長 それでは、新宿区立図書館基本方針中間のまとめ(案)について御報告申し上げます。

最初に背景でございますが、こちらのお手元の資料にありますように、内部的に、まず17年3月に図書館運営協議会、こちらの方から14項目の区立図書館サービスの基本的なあり方の提言をいただいております。この提言にこたえるということで、新宿区立図書館の将来像、これを今回お示しいたした次第でございます。

図書館の中では、いろいろPT等を組みまして議論を重ね、図書館運営協議会との協議、また専門部会等の御意見、こういうことを伺いながら19年の2月に教育委員会の事務局内に図書館基本方針策定委員会を設置し、今般、中間のまとめを作成したものでございます。

この外部的な背景でございますが、こちらの中間のまとめの第1章の方をごらんいただけ

ますでしょうか。第1章の方に、図書館基本方針策定の背景としておりますが、4点ほどございます。

まず1点目は、18年3月に国の方から、これからの図書館の在り方検討協力者会議、こちらの方で「これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして」という提言が出されております。ここでは図書館が地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政の一層の充実・推進を図ることが記されております。

また、東京都の方でも18年8月に都立図書館改革の具体的方策が策定されております。これにつきましては、東京の機能や活動を情報面から支え、利用者や都区政の抱える課題の解決のために、効果的な情報サービスを提供するものとしています。

また、新宿区内におきましては、18年6月に新宿区民会議の提言がございましたが、その中で図書館を知のネットワークに位置づけ、これからの図書館は区民の知りたい要望にこたえ、即時に回答を与え、必要なデータを提供する頭脳を持つ館である。また、公共図書館は新たにその多様なデータ量を駆使して、生活者に密着した地域の情報交差点として再登場が促されている。また、ことしの2月の新宿区基本構想審議会答申では、図書館についてはビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望にこたえ、的確な情報提供ができるよう、その強化が求められている。このような外部要因、それから内的な議論を重ねまして、今回、基本方針の中間のまとめを作成したものでございます。

内容につきまして、簡単に概略を申し上げたいと思います。

最初に、後ろの方から3枚目をごらんいただけますでしょうか。

資料の1ということで、新宿区立図書館の将来像、地域や区民にとって役に立つ図書館、横書きのこういうものでございますが、この内容でございます。この内容につきましても、概要に沿ってお話し申し上げますが、これからの新宿の図書館につきましては、従来型の読書支援、これも大事にしながら、調査研究の支援、それからレファレンスサービス、自治情報の提供等、新たに情報センターサービス機能を強化し、地域や区民にとって役に立つ図書館として、地域の発展に欠かせない存在であることを明確にしていきますということで、一番上の方に地域や区民にとって役に立つ図書館というのを大きな目標に掲げております。

まず、その中で従来からの図書館サービス、それからこれからの情報センターサービスということで、4本の柱を設けておりますが、最初の蔵書の充実でございます。これにつきましては、図書館の限られた書架スペース、約80万冊程度の図書資料が配置可能でございますが、その中で蔵書資料の充実を図ってまいります。

それから、2番目の子どもの健やかな成長を応援ということでございますが、こちらにつきましては子どもの読書環境を整備し、学校図書館とも連携し、子どもの読書活動を推進してまいります。

次のこれからの情報センターサービス、その中でも地域の知の拠点です。これにつきましては図書館を、地域課題解決に必要な情報を提供し、知の拠点としての施設へと図書館機能を改革していきます。

それから、最後の右端でございますが、わかりやすい情報収集と発信ということでは、情報化社会の中で図書館はより利用者の利便性を図るため、IT社会に対応した設備を持つ情報センターとしての図書館を整備していきますという内容でございます。

また、その下の方に、この4本の柱を支える形で、IT社会に対応した設備を持つ情報センターとしての図書館としてまとめてありますが、これにつきましても中央図書館については抜本的な見直しを図りまして、情報センターとして機能を強化した区民に役立つ図書館にしていきたいと思います。

それから、その下の方に、限られた財源の中で図書館サービスを拡大するために、管理運営形態の見直しということでございますが、これにつきましては多様な主体による地区館の運営、それから機械化によるカウンター業務の省力化、こういうことを行い、開館日や開館時間の拡大を図るなど、利用者満足度の高い図書館の運営を目指していきます。また、今後の地区館につきましては、施設と機能を一新した中央館を中心に、図書館機能のネットワークを強化するというので、今後、区の施設のあり方の全体計画の中で検討してまいりたいと思っております。

それで、この基本方針に、この性格でございますが、これにつきましては、いわゆる人、物、金を決定した施策という取り扱いではなくて、今後、図書館が取り組むべき方向性ということで策定しております。この実現につきましては、こちらの12ページをごらんいただきたいと思っております。

12ページの第6章のところに、図書館基本方針の推進に当たってということで、最後、2行ほど記載しておりますが、具体的な個々の施策については、平成20年度からスタートする新宿区総合計画、または実行計画、こちらの方にリンクさせて、この基本的な取り組み方針に基づきまして、事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

それでは、まず報告1について御質疑のある方、お願いいたします。

白井委員 教えていただきたいんですが、請求権者の在学者という方なんですが、大学生という意味ですか。コズミックセンターの何かを請求していた方みたいですが。

教育政策課長 大学生でございます。

熊谷委員長 ほかにございますでしょうか。

ちなみに、これは新宿区教育委員会情報公開制度に基づいての実施状況の報告というのは何回目になりますかね。

教育政策課長 制度が始まってからずっとやっていますので、ちょっとお待ちください、何年度から始まっているか調べています。条例施行が62年なものですから、その次の年から報告をしているということでございます。

熊谷委員長 件数がふえているのか、減っているのか。ちょっとこれだけだと、私わからないものですから。もしおわかりでしたら。

教育政策課長 大変申しわけありません。去年の記憶ですけれども、件数的には余り変わらないという気はございます。ただ、6ページの個人情報の業務登録だとか、個人情報ファイル登録についてはふえていく傾向にあると。事業が始まったら、それに足していきますので。そういうことです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方、どうぞお願いいたします。児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について、よろしくお願いいたします。

白井委員 2点ほど。

まず第1点なんですが、警察との相互連絡制度の協定というのは、平成17年度からできたんですか。はい。

そうしますと、先ほどの報告が18年度の数が20件と4件という話ですよ。警察から学校への20件の中で、多い事案というのは大体どういうものでしょうか。

教育指導課長 昨年度の20件を見ますと、やはり多いのが万引きでございます。あとひったくりというものも4件ほどございました。あとは集団での暴力、あるいは家庭内暴力というものもございました。

以上でございます。

白井委員 その後の対応についてお聞きしたいんですけれども、例えば万引き、ひったくり等が警察から学校に連絡された場合に、学校はその後の本人への指導か、または家庭内への指導というのは、どういう形で行っているのでしょうか。

教育指導課長 基本的には、警察からの報告を受けたというものは学校外での出来事ですので、直接それをもって、その事件、事案に対しての指導というものは、これは警察がしておりますので、直接ではないんですけれども、やはりここで出てくるような児童・生徒さんというものは、何らかの形での生活指導上の課題を抱えている生徒さんが多くございます。そういう点でいきますと、こういうようなことを機会として保護者を呼んで、そして児童・生徒の今後の生徒指導のあり方について相談するとか、あるいはその後の見守りについて、校内として指導方針を改めてみるとか、そういうようなことに利用するケースが多々ございます。

以上でございます。

白井委員 すみません、その情報の利用の仕方についてちょっと確認させていただきたいんですが、警察から例えば万引き、だれだれが万引きをしたというようなのが学校側に寄せられて、学校側はその子の学校外の行動として、その子を理解するということだと思んですが、それ自体のことを直接保護者に言うということはない、その辺の線引きなんですか。

教育指導課長 基本的には、警察に言うとともに、万引きについては警察の方が家庭に連絡をもちろん入れますので、ですからそういう指導は行います。ただし、学校は、学校がすることは、まさにその事案云々ではなくて、まさに継続的な指導が必要だということを警察が判断したときに連絡をよこすわけでありまして。ですから、まさに継続的なその後の指導を、その事案を参考にしながらしていくという、まさにそこが一番の重要なポイントとお考えいただければよろしいと思います。

白井委員 要するに、教育上の指導の一環としての情報収集として、警察から情報をいただいていると、そういうような認識で運用されているということではよろしいのでしょうかね。

はい、わかりました。

熊谷委員長 よろしいですか。

ちなみに、23区内でのこういうような、どのくらいの警察からの報告なり、何かあったかという、そういうデータは特には公開されていないんですか。

教育指導課長 今回の御指摘の点につきましては、私ども知る限りにおいてはございません。

ただし、まさに日ごろから生活指導主任と所轄の警察署のいわゆる少年係との連絡というものが、それぞれの地域の中で、さまざまな形の中で行われておりますので、それぞれのシステムの中で常に行われていると思います。あくまでも、これはまさに新宿とのかかわりでございます。

なお、17年度にこれを新宿が結んだときには、ではこれ新宿だけだったかといいますと、そうではありませんで、全都的にそれぞれの所轄の警察と各区市が結ぶというシステムにはなってございました。

熊谷委員長 新宿区は、ほかの区に比べると、いわゆる盛り場といいますかね、そういうところも抱えているので、その件数が多いのか少ないのか、あるいは非常にそういうところを抱えていながら、新宿区というのは非常に児童、学生が健全であるのかということをやっぱりね、ちょっと気にはなるんですね。ですから、ほかの区より特に、数段多いとか、あるいはそういうことであれば少し考えなきゃいけないんですけども、そういうところについては何か情報交換されたことはないのでしょうか。

教育指導課長 データがございませんので、これは確かなことではないわけですが、私どもの指導課長、室長同士のかかわりの中での話ということで御容赦いただきたいんですが、新宿の場合は、御指摘のような大変危惧される地域環境ではありますけれども、件数としては大変少ないとお考えいただいてよろしいと思います。ただし、では少ないから、本当にひたたくり、あるいは万引きが少ないかといいますと、これはあくまで、先ほど申し上げましたけれども、継続的指導が必要だというお子さんを対象にして警察から連絡を受けるものでありまして、例えば本当に過去に一切そういうような事例がないというお子さんで、もし例えば万引きが見つかったというときに、すべてを連絡するかというわけではございませんので、実際のところの対象がどのくらいいるかというのはわからないところでございます。ただし、ある程度限られたお子さんということは想像つくかと思えます。

熊谷委員長 よくわかりました。ということは、このガイドラインに沿って受けた報告から、その範囲では非常に新宿区はよくやっているといいますか、非常に児童、学生がすばらしいといいますか。そういうことはありますよね。そういうところがあるからこそ、保護者とか、あるいは学校とかが気をつけて日常的に指導されているから、そのおかげで、かえってそういうことに対して児童、学生の認識が高くて、こういったような犯罪に手を染めないという、そういうことも言えるんじゃないかと思うんですね。ですから、そういうところがない、特

に盛り場がないところだと、逆に児童、学生が、余りそういうことに対する認識が低いものですから、逆にそういうことを、何げなくといいますか、非常に安易にやってしまうというようなこともあるので。

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら報告3について御質問あれば、よろしくお願いいいたします。教え上手な先生あり方検討会の最終報告書について。

白井委員 私、平成17年7月からこの検討会ができたということで、その前の議論がちょっとわからないんですけども、指導課長もちょっとわからないかもしれないので、どなたに聞いていいかわからないんですが、多分「はじめに」というところに書いてあるように、この検討会を設置する目的が、確かな学力の育成を図るためには、教員自身の指導力のさらなる向上や人材育成システムを早期に構築し、教育委員会が各学校の取り組みを支援していくことが不可欠で、そのために新宿区の現状把握と、それからそういう教員の養成、教員の指導のあり方等について多分検討していただいたというような理解で、まずよろしいのでしょうか。

教育指導課長 私も、今、横の者に聞きましたけれども、間違いはないということでございます。

白井委員 それで、お聞きしたいのは、その次なんですけれども、要するにそういう目的で、単にこれを最終報告としてまとめ上げることが目的ではなかったはずで、これを受けて教育委員会なりがどのような方針なり、支援策を出していくのかというのが、この教育委員会として多分必要とされているというような形だと思うんですね。

それで、47ページで、今後の検討の方向性についてというようなことで、今後の方向性というところが、ちょっとよくわからないんですね、この部分で。多分課題が多過ぎて、具体的にこれというところまでいかなかったのか、それともこの報告を受けて、その中の課題解決は教育委員会としてやるべきだというようなことなのか、ちょっとわからないんですけども、もともとの議論の経過から、これの今後の取り扱い方ですね、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

教育指導課長 先ほどの1つ目のことについて、ちょっとつけ加えさせていただきますと、ページでいいますと、54ページでございますけれども、まさに一人一人の幼児、児童・生徒さんに確かな学力をつけるために、どんなことを検討してほしいかということで、検討内容

というものを平成17年7月の前の段階でこれを提示していると、1から4までありまして、このようなことについて、ぜひ検討してほしいということでスタートしたということです。

それで、実際にこの報告書の中には、大変盛りだくさんな御提言をいただきました。先ほども一部申し上げましたけれども、例えば一人一人の教員が持っている教材がございますけれども、これをネットワーク化できないだろうかという御意見もありましたし、また自己診断カードを提示していただきまして、これを全先生方に、これで自己診断をしてもらうような、そんな機会をつくってはどうかということもありましたし、あるいは地域人材の人材バンクを登録制にしてつくったらどうだと。あるいは人材リスト、教員の全範囲とはいわないまでも、やはり一人一人の教員、得意分野がございます。ですので、この分野だったらA教員がいい授業ができるというような人材リストを、これまた登録制にしてつくったらどうだといったような御提言もいただきました。また、先ほど申しましたように巡回指導員制度、これを施策に生かしまして、授業改善推進員、今7名おりますけれども、こんな制度をつくったらどうかと。また、学校評議員、保護者、学校関係者による評価をしてはどうか。これにつきましても昨年夏にアンケート調査を行いまして、先般もその報告書を御提示申し上げたところでございます。

本当に一つ一つがすぐれた御提言だと思います。それを、まさに本当にすべて一遍にできれば、学校、教員も随分助かると思うんですが、今まで本当にそれがなされていなかったわけでありまして、これがすべて教育委員会サイドでできるものか、あるいは教育研究会のようなところを通して、教育研究会でやってもらった方がいいのか、それ幾つも、それが分かれると思います。ですので、そこら辺のすみ分けをしながら、ぜひこれは今年度中にすべてということはいかないかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、喫緊の課題から、そしてできるところから、どんどんこれは実現をしていこうと思います。

委員御指摘の先ほどの47ページのところでございますけれども、実はこれはまさに教え上手な教員を高めていくために、これは国とか都も考えていることであるんですけれども、表彰したらどうだという考えがございます。これについて、1つ一定程度の今後の方向ということで協議をさせていただいたということでございます。高めることは重要だけれども、なかなかこの表彰というものが、すぐに意欲喚起等々に結びつくとは限らないのではないかと、要検討であるという、そんな内容がここに入っておりますけれども、ただし、確かにこの第3章で方向性になっていきますと、すべてをこれが受けてしまったように、ちょっと作りが大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

白井委員 私が言いたかったのは、要するに51ページ以下で、この委員の方たちが、毎月1回ずつ、2年間にわたって議論をすごい深めてくださっているのです、それでもってまとめ上げられた報告書のボールが教育委員会に投げられてきたので、やはりここで受けて、ある程度この提言の中で、今年度中はこういう形にするとか、今年度は無理だとしても、こういう形にするとか、今、指導課長がおっしゃっていたように、この提言の中で、校園長会でこういうことを話すとか、日常的なところでやるとか、それ以外の部分の例えばいろんな家庭とか、いろんな地域のこと書いているので、それについては別なこういう形の方向を探っていくとかの回答を教育委員会なりで出してあげないと、せっかく御尽力いただいた方にちょっとこたえられないんじゃないかということが1つなんです。それは、PTAとの懇談会の際に、お名前は忘れたんですけども、やはりそういう趣旨のことを、何回もこういう審議会をやっていても、ただ報告をまとめるだけで、その後が返ってこないような状況にむなしさを感じるというお話もちょっとあったんです。私もやっぱりそのとおりだと思うので、その辺のところをちょっと教育委員会としては、私も含めてですけども、考えていきませんかということなんです。

教育指導課長 貴重な御意見をいただきました。まず1つとしては、具体的な、また今後、委員の皆様方にも御説明させていただくことがあろうと思いますけれども、次年度以降の実行計画の中で具体的に盛り込んでいるものがございます。そういうことで、それに生かしているということを申し上げることができると思います。

あわせて、やはり今後の打っていく施策に当たって、このあり方検討会の報告書を生かして、こういうことをやっていったんだという、そういう発信の仕方をやはり工夫していく必要があると思います。それによりまして、本当に貴重な御意見をいただいた方々にも、ああこれは、自分たちのこういう提言を生かして行われたものなんだということが、より明確になるなと思っています。ぜひ、その工夫をしていきたいと思っています。

ありがとうございます。

木島委員 今、白井委員が言われたとおりだと思うんでね。まとめれば、何でもそうなんだけれども、まとまっちゃうものなんです。だけど、それを実際に実行するというのも、具体化することが大事だと思うんですよ。例えば、今このところでも書かれているように、自己診断カードですとか、いわゆる都の研修センターが出した授業力の診断項目、こういうものは自己採点でいいと思うんですけども、自分が何が足りないかということをご自分で判断

してもら。できれば、例えばいろんな学会でもそうなんですけれども、全体の学会とかそういうもので、例えば表彰するとか何とかっていうんだったらば、区のいわゆる教育委員会が課題を与えて、それに対して応募を何人かにさせて、どういう教え方をしたら実際にすばらしい授業ができるのかというようなことを、研修の中の総合大会みたいな形でやって、なるほどな、例えば割り算だったら、いろんな教え方があるけれども、応募したこの先生はすばらしいとか、そういう形で表彰するとか、そういうような具体的な方策を教育委員会の方で考えて、これのこたえにしたらいかがですか。

教育指導課長 おっしゃるとおりだと思います。ぜひそうしたいと思います。

一例で申しますと、やはりこの提言の後半部分でございますけれども、さまざまな評価ということが求められていたと思います。個人の評価、あるいは学校評議員等々の評価、あるいは第三者評価ということまでも御指摘いただきました。ぜひそういうことを、やっぱり具体的なレベルでの施策に生かしていくということが必要になってくると思います。ぜひ、心がけたいと思います。

木島委員 特に授業の教え方ということももちろん大事だと思うんですが、例えば授業の進め方、つまり教室自身を、生徒を把握して、いかに自分のやろうとすることに生徒たちを熱中させるというか、生徒たちをうまくコントロールしていくというようなことも大事なことですよね。教室が荒れているだとか、いわゆる父兄の、最近いろんな言葉で言われている、余りにも横暴な父兄に対する対応の仕方だとか、そういう項目もあってしかるべきなんですね。だから、必ずしも授業だけが上手、教え方がうまいということじゃなくて、いろんな課題が今あるわけですから、そういうものを例えば定期的に、1つずつの課題を設けて、それに対して応募する、先生方に応募してもらって、例えば3人とか5人とか、実際に先生方が、そういう応募してきた人たちの解決策というか、そういうものを聞けるような舞台をぜひつくってほしいと思いますね。

次長 この報告の中にも記載されているんですけども、例えばの話ですけども、25ページ目にライフステージ別の課題とかございまして、その教員のキャリアに応じて3つぐらいの段階を想定しているわけですね。それぞれ課題があるわけですけども、その課題の中で保護者との関係とか、そういったものも一定は入っているわけです。このテーマで話し合われたときに、私も記憶に残っているんですけども、年齢構成が教員の方も今大分高目になっていますから、これでいうと、本来でしたら経験年数からいうとステージ ぐらいの、こういうレベルの教員がもっといなければいけないんですけども、そんな問題もあるねとか。

それと、それぞれのステージ別の下に、2・3年次とか4年次研修とか10年研修とか記載がございますけれども、これは今の制度の中でもある研修であるわけです。ですから、当然そういう研修の中で、こういう課題を当てはめて、生かされるということを想定しているわけですね。

それと、あと自己診断カードというものも入っていたわけですが、これはまさにこの検討会の構成員の中で、それぞれの小・中・幼の教員の代表が出てきておりますので、自分たちでこういう自己診断カード、項目をつくっているわけです。このテーマを検討したときにも、実は保護者、地域の代表というものも出ているわけなんですけれども、保護者の方も自己診断チェックポイントが必要なんじゃないかという御意見が出まして、それはそれで、PTAの方でそういうカードをまとめています。そういうことを、自分たちもやろうという動きも出てきているわけですね。

ですから、これは決して報告を出したから終わりという話ではもちろんないわけですが、先ほど指導課長も申し上げたように、授業改善推進員だとか、そういった面でも、教育委員会は教育委員会で施策を進めているわけですし、今、実行計画ということで、連携教育とか、特別支援教育とか、いろんな形で事業を進めていますけれども、そういった面でも使われることを当然想定しているわけです。

いずれにしても、この今後の課題のところちょっと中途半端な嫌いは確かにありますけれども、それはあくまでもこういういろんな課題のほかの積み残しというか、そういったものについてちょっとなかなか難しい方向性の部分が残っているという、そういう表現でございますので、いずれにしても今回の報告が今後も十分生かされていくような形で、私どもも施策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

白井委員 別に、その報告書が不十分だと私は言っているわけではなくて、この報告書は大変すばらしいから、それを受けて教育委員会がすべきことを、もっとポイントを絞ってすべきんじゃないかということを提言しているんですね。

具体的に、実は66ページで、報告書で書いてあるんですけども、区への要望として、確かな学力育成のために年間授業日数の拡充とともにという、あと教員の授業力の向上、学校に配置する人的措置の工夫も必要であると、こういうのはある程度、一部やっているところもあると思うんですが、この中では夏季休業日だけでなく、春季休業、冬季休業、他の休業日も検討が必要じゃないかというところまでちょっと踏み込んで、何か提言があるような気がまずしているんですね。

そういう意味で、その下、5行目が教育委員会に向けられているので、この報告書の中のポイントをある程度絞って、その報告の中のこれはこうしますよみたいな、教師への自己診断チェックだったら、これは教員に全部配りますよとか、そういうような具体的な回答を、この先していく方向で検討した方がいいんじゃないでしょうかということをお願いしたかったんです。

教育長 おっしゃっているのは大変よくわかります。これ、かなり網羅的なんですよね。かなりいろんなことを、今出されている問題を網羅的に出していまして、要は問題提起の報告書ばいなので、私としては、これの中に、一つ一つもう既に取り組んでいるものもあれば、今度、実行計画の中に入れようとしているものもあるし、それからもっともっとこれから、一からスタートしなければいけないものもあるし、いろいろなレベルのものがかなり雑多に詰まっている状況だと思っています。ですから、その意味では一つ一つ整理をして、これはどういうふうにしようということ、やっぱりもう一回それはやらなければいけない。そうすることが、この報告を生かすことになるのではないかなと思います。

次長 ちょっと補足させていただきます。

多分、この検討が2年間にわたっているので、ちょっとこの報告書のつくり方でわかりづらいつころがあると思うので、念のために御説明させていただきますけれども、これは検討内容として、54ページのところに、項目、4項目、大きく書いてあります。その中で、実は17年度に先行して検討した部分が、教育環境のあり方なんです、確かな学力の育成にかかわるといことなんですけれども。例えばの話、授業時数の確保の問題、これは御存じのとおり夏季休業の短縮という問題がありましたので、そういった面は実は先行して検討させていただいているんです。その報告を、先に中間の報告として出した部分を資料として最後につけています。それが、その部分なんです。2年度目に、18年度に検討したのが、実はその教え上手の先生の本体の部分なんです。それが、この最終報告として最初に出ているのが、嶋野先生に座長になっていただいて検討したのは、まさに教え上手な先生そのものの部分なんです。そんなことで、2段分けにこの報告書がつくられておりますので、順番でいうと最後に資料として出ている分は、実はその前段の部分なんです。そういうつくりでお読みいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

木島委員 ですから、こういうことって非常に大事なことなんです。例えば、いつもそう

ですけれども、医学的には高齢者がふえてきたから、私は認知症じゃないかどうか、認知症か認知症じゃないのかというのを、まず診断しなければいけないわけですよ。そうするとき、分ける大まかなものがなくては分けようがないわけですね。最初から一人一人、細かく全部やっていたら、これは幾ら人がいても、時間があっても足りないわけで。こういうような、非常に大きな見分けをする、振り分ける、つまり一人一人の教員が、自分がやっていることを本当に適しているのかどうかという、こういう自己採点チェック表だとか、あとは先生方がこういうのを讀んだりして、また学校の責任者は責任者として自分の立場で讀んだりすることによって、自分がそういう、何が欠けているのかということをつるいにかける。それが、やっぱり一つないと、やっぱり大きく、ではその先どうするのかということが進まないわけですから、非常にこれはいいことだと思うんですね。だから、いい結果が出ているわけですから、これからやっぱりそれにどうこたえるかということが大事なんだろうということで、さっきから言っているわけです。

熊谷委員長 ありがとうございます。叱咤激励の言葉として大変。

ありがとうございます。2年間にわたり、次長、教育政策課長、教育指導課長、学校運営課長、教育環境整備課長、歴代の各課長の皆さんには、大変すばらしい報告書をつくっていただきましてありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

ちなみに、私から、今回、教え上手な先生あり方検討会となっておりますけれども、2年間の検討が終わったので、この検討会は解散といいますか、継続はしないという、そういうふうに考えさせていただいてよろしいですか。

教育指導課長 そのように考えてございます。

熊谷委員長 長いこと御苦労さまでした。

それでは、この検討会の報告を受けて、できたら次回なり、あるいは協議会において、委員の方から御議論のありました実行計画といいますか、アクションプランといいますか、そちらでの何か具体的な御提案があったら、報告をいただけたらというふうにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、まだ多かろうと思いますが、次の報告に。

4番目の報告に移りたいと思いますので、4番の報告は、新宿区立小・中学校等の麻疹（はしか）の発生状況について、これについて御質問なりございましたらお願いします。

木島委員 医者立場で言わせていただきますと、はしかにかかった人間はいいんで

すが、やっぱり一応、各学校でもう一度、いわゆる自分の母子手帳を母親に確認していただいて、はしかの予防注射を2回やっていない場合、特に女子の場合には、それと一緒に風疹、今一緒になっているはしかと風疹というのを、風疹は大体中学校のときにやるんですけども、もしはしかを1回しかやっていないとなったら、これはやっぱり調査した上で、至急やっぱり全員に受けさせるというふうにした方がよろしいと思いますね。

何せ諸外国に行くとき日本というのは、はしかの輸出国だといって非常に、アメリカなんかへ留学しますと厳しい状況に置かれるんですね。今回こういうことが大量に発生した。そういうことで、本当にそらみるというようなことで、この間、カナダに修学旅行に行った学生たちがとめられまして、それほど非常に向こうでは強く考えられているわけです。

それともう一つ、これは学校と関係ないので、今の子どもたちははやらないと思うんですが、60代前後の百日咳が非常にことしはやっているということも言われているように、百日咳がことし、私のところでも10例ぐらいですね。だから、まだ今の小学校、中学校の生徒さんの家庭では母子手帳を持たれていると思うので、何が予防注射で欠けているかということ、もう一度確認させるいいチャンスだと思うので、それをぜひしていただきたい。

それと、できればやっぱり公費で、欠けている注射をさせるということを実行した方がよろしいと思いますね。新宿区だけでも、はしかをゼロにするというふうに持っていきたいなと思います。

学校運営課長 現時点で、予防課の方で見積もられたのは、18歳未満の方について約5%ぐらいが受けてないのではなかろうかということで周知したところ、現時点で335人の方が予防接種のお申し出をされたということでございます。それで、ちょっと学校の現在の児童・生徒全員について調査が可能であるかどうか、ちょっとどういうやり方があるかについては検討をさせていただきたいというふうに思います。

熊谷委員長 いかがでしょうか、何かほかにもございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告の5について御質疑があればお受けしたいと思います。西戸山地区中学校統合協議会について。何かございますでしょうか。

木島委員 これは同時入校と書いてあって、西戸山中のみ入校とあって、スケジュール案の提示と書いてありますけれども、この西戸山中のみ入校という1番目の案というのは、統合校舎ができると、最初に西戸山中中学校にいた子どもが入るとというのが案ですか。

教育環境整備課長 この 23年4月統合・2学期西戸山中のみ入校というのは、西戸山中
中学校が仮校舎に建設期間中動きますので、それで同時並行で建設されます新校、新校ができ
ましたら西戸山中中学校だけ6月に竣工した新校舎に先に入ると。それで、西戸山第二中学校
につきましては、現在の校舎で引き続き授業を受け、最終的には23年4月に西戸山二中が新
しい校舎に入ってくるということで、そういった意味で西戸山中だけ先に2学期から入ると。
入校という言葉であらわしているということでございます。

木島委員 やっぱりこれちょっとまずいですよね、どう考えてもね。明らかに多量の新入生
が、転校生が入ってくるみたいなもので、うまくいかないですよね。これはやっぱり、ちょ
っと1番は難しいんじゃないかなという、これは協議会の皆さんの考えるとおりだろうと思
うので、同時に入校というか、入学というか、そちらの方で検討された方がよろしいと思
いますがね。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告の6について御質疑があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう
か。新宿区立図書館基本方針、これも中間まとめについての案についてでございますけれど
も、いかがでしょう。

これ、私ちょっと聞き漏らしたかもしれないのでお伺いしたいんですけれども、この中間
のまとめの案となつてございますよね、この案はいつとれるのか。それから、中間、普通よ
く報告の中で、課題が大きかったり、あるいはまだ継続していかないといけないというもの
については、中間のまとめで最終まとめというのではないのが結構ありますよね。ですから、
この場合には、新宿区立図書館基本方針中間のまとめの(案)がとれた段階で、一応検討に
ついては終わると、こういうふうに考えてよろしいんですか。

中央図書館長 この中間のまとめにつきましては、7月15日の区の広報でお知らせして、皆
さんの意見をお伺いすると。それを反映した形で、ことしの末、または今年度の末に、先ほ
ど申しあげましたように実行計画が整いますので、その実行計画とともに、具体的にこうい
うような基本方針で、こういう具体的な将来像を示すと。そういうような形で、最終的には
まとめていきたいと思つます。

(案)につきましては、これにつきましては最終的に、まだ組織決定をしておりませんの
で、そういった意味で今回は案をつけて御報告させていただいておりますが、7月の広報を
する前の時点では案をとる予定であります。

熊谷委員長 わかりました。パブコメ中ということですよ。パブリックコメント中ということですか。

中央図書館長 パブリックコメントという形になりますと、施策の決定になってしまいますので、あくまでもその類似ということで、意見公募ということで、中間のまとめを皆さんに御審議していただこうと、区民の方の御意見をお伺いしながら、最終的な基本方針にしていこうというふうに考えています。

教育長 案をとるのはいつ、もう一回、教育委員会で案をとったものでお示しするんですね。御報告。

中央図書館長 今回、実は中間のまとめ(案)としているのは、最終的にいろいろ調整するべきものがございます。そういった中で、きょうの御提示ということで案をつけさせていただきましたが、最終的には決定次第案をとる予定であります。今の教育長の方からの御質問につきましては、また再度、教育委員会の方に報告するかということでございますが、これについては最終的に7月の広報の前に、また改めて案をとった形で最終報告、中間のまとめの最終報告ということでさせていただきたいと思っております。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

木島委員 ちょっと非常にこれは、こういう図書館にしたいということはわかるんですが、その案ですから、案なんです、これとはちょっと離れて結構なんです。これを実現するために、今の図書館で大丈夫ですか。

中央図書館長 大変難しいんですが、まず1つには、これを実行するために、やはり施設面、設備面、そういったものをやはり充実していかなければなかなか、今の図書館の抜本的な改革という形にならないと思っております。そういった意味で先ほど4本の柱の下に、これからのIT社会等に対応した図書館ということで一くりにさせていただいていますが、これはまさにその設備、施設面においての見直しを図ってまいりたいという趣旨でございます。

木島委員 それを具体的には入れられないんですね、今回は中間のまとめですから。

中央図書館長 ちょっと奥歯に物が挟まったような言い方で大変恐縮でございますが、実は11ページの方に、11ページの第5章に図書館環境の整備ということで、(1)中央図書館の抜本の見直しを検討という形で表現させていただいております。これは近々、実行計画が出ていく段階で、この検討が具体的なものになるかどうか、これを今、内部的には詰めておりますので、ただ、今のこの時点においては方針として検討していきますと。ですから、先ほ

ど年度末ごろに基本方針として実行計画も含めた形で出していきたいというのは、その辺がはっきりした段階できちっと出せるものを出していきたいなというふうに考えております。

熊谷委員長 よろしいですか。

白井委員 今のに関係してなんですが、奥歯に物が挟まっているんですけども、もっと端的に、例えば今の11ページですと、新たなIT社会に対応した情報センターとして機能を強化した区民に役立つ中央図書館の整備を、建てかえも含めて検討していきたいというようなことを入れてはいけないんですかね。その奥歯に挟まっている理由がよくかわらないので、お聞きするので。

中央図書館長 これにつきましては、今現在、教育委員会の図書館基本方針の策定委員会、こういうところで取りまとめをしております。ですから、いわゆる政策決定をする際には人事配置や財政的な処置と、そういったものが必要になってまいります、その辺がまだ十分に検討する前の前さばきの段階でございますので、こういう表現をとらざるを得ないというふうに御理解いただきたいと思っております。

教育長 端的に申し上げて、要は区長部局との調整、事務的な調整がまだ終わっていないということです。

白井委員 そう言っていただくと、大変わかりやすい。

木島委員 これから頑張ると。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

これについても、中央図書館長を初め、本当に熱心な議論を重ねていただいて、難しい問題をありがとうございました。7月の上旬までに、ぜひ案をとるよう御検討いただいて、また御報告をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の日程で、報告7、その他となっておりますが、事務局から報告事項が何かございますでしょうか。

教育政策課長 ございません。

熊谷委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時34分閉会